

# 令和6年度 新潟市スクールソーシャルワーカー(会計年度任用職員)募集

新潟市教育委員会

業務内容	学校だけでは対応困難な生徒指導上の諸問題(いじめ、不登校、暴力行為、非行等)について、専門的な見地から児童生徒、保護者、学校等に具体的な支援や働き掛けを行う。特に、児童生徒や保護者の環境への働き掛けを行い、問題の解決、解消を図る。		
勤務場所	新潟市教育委員会学校支援課(ふるまち庁舎内)を拠点として、要請のあった各学校に派遣。		
募集人員	若干名		
受験資格 ①または②の条件を満たし、かつ③を満たす人	<p>① 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、児童福祉司、公認心理師のいずれかの資格を有する人、又はこれらに準ずる人          ※「準ずる人」とは、警察、児童相談所、学校等において、児童生徒への指導・対応を職務とした勤務経験が5年以上ある人をいう。          ※資格を証明するものの写しを履歴書と一緒に提出すること</p> <p>② 教育及び福祉に関して、専門的な知識及び技術を有し、過去に教育又は福祉の分野において活動経験の実績を有する人          ※履歴書に活動経験の実績を記載すること</p> <p>③ 運転免許を取得して、学校等の勤務先へ自家用車で移動できる人</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する人は、受験できません。          ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者          イ 新潟市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者          ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者          エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)</p>		
試験の日時・方法	試験科目	試験日時	試験内容
	書類選考	令和6年3月11日(月)から受付・選考	履歴書による書類審査
	面接試験	書類選考結果後に通知	人物、識見及び職務経験等についての質疑応答
合格通知	<p>・書類選考の結果は、1週間以内に発送します。          ・面接試験の結果については、試験終了後、通知にてお知らせします。</p> <p>&lt;試験結果の情報提供について&gt;          この試験の不合格者は、試験の結果について、次の通り閲覧することができます。閲覧を希望する場合は、事前に教育委員会学校支援課へ連絡のうえ、受験者本人がマイナンバーカード、運転免許証、旅券又は健康保険被保険者証を必ず持参のうえ、直接提供場所へおいでください。なお、電話等による提供はできません。</p>		
	開示請求できる者	開示内容	開示場所
	不合格者	試験の得点及び順位	古町ルフル4階 新潟市教育委員会学校支援課
	注意:合格発表日から3か月間以内に請求してください。		
任用期間	<p>採用日～令和7年3月31日(月)</p> <p>※任用期間中の勤務実績が良好な場合、非公募による再度の任用(翌年度も任用)を4回まで行うことができます。          ※非公募による再度の任用を上限まで達した後に、公募に応じていただくことも可能です。</p>		

報酬	<p>【給与】月額126,523円～147,958円(地域手当含む)  ※この他、期末手当、時間外勤務手当の支給があります</p> <p>・通勤手当を別途支給します。また、旅費については、新潟市旅費条例の規定により別途支給します。</p>
勤務条件等	<p>勤務日 勤務時間</p> <p>・月曜日～金曜日のうち、原則週4日、1日7時間勤務(週28時間)。勤務曜日、勤務の終始時刻については相談に応じます。  ・緊急対応が必要な場合は、時間外勤務もあります。その場合、時間外勤務手当を支給します。</p>
	<p>休日</p> <p>・土日、祝日及び年末年始は休日</p>
	<p>休暇</p> <p>・年次有給休暇16日(週4日勤務の場合)</p>
	<p>社会保険等</p> <p>・任用当初の勤務条件により、市町村教材短期(保健等)・1号厚生年金・雇用保険に加入となる場合があります、それぞれ保険料の負担が発生します。  ○市町村教材短期(保健等)・1号厚生年金の加入条件(次の①～③を満たす場合加入)  ①週20時間以上勤務  ②月額賃金88,000円以上(通勤手当を含む)  ③雇用期間が2か月を超える見込みがある  ○雇用保険の加入条件(次の④～⑤を全て満たす場合加入)  ④週20時間以上勤務  ⑤雇用期間が31日以上</p>
	<p>公務災害</p> <p>・新潟市の条例による公務災害補償制度または労働者災害補償保険のいずれか(勤務する所属により異なります)が適用されます。</p>
<p>服務</p> <p>地方公務員法に規定する服務および懲戒に関する規定の対象となります。パートタイム勤務の会計年度任用職員は、営利企業等従事(兼業)を行うことができますが、以下の場合は認められませんので留意してください。  ・兼業を行うことによって職務の遂行に支障をきたす恐れがある場合(兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の勤務時間を上回る場合など)  ・兼業を行うことにより職務の公正を確保できなくなる恐れがある場合  ・兼業を行うことによって新潟市の信用を損なう恐れがある場合</p>	
申込方法	<p>申込については、写真を貼った市販の履歴書、応募資格の写し、返信用封筒(長形3号封筒に宛名を記入し、84円切手を貼る)を同封し、直接または郵送で新潟市教育委員会 学校支援課へ提出してください。なお、提出された書類は返却いたしません。</p> <p>受付期間 令和6年3月11日(月)～</p> <p>直接提出する場合は、受付期間中の午前8:30～午後5:15の間に教育委員会へ書類をご持参ください。</p> <p>郵送の場合は、下記住所へ送付してください。</p> <p style="text-align: center;">〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地  古町ルフル4階  新潟市教育委員会学校支援課 SSW担当</p>